

長期高度人材育成コース用抜粋

平成 13 年 12 月 3 日		能 発 第 519 号
平成 14 年 4 月 1 日	改正	能 発 第 0401074 号
平成 15 年 4 月 1 日	改正	能 発 第 0401049 号
平成 16 年 4 月 1 日	改正	能 発 第 0401009 号
平成 17 年 3 月 28 日	改正	能 発 第 0328021 号
平成 19 年 3 月 29 日	改正	能 発 第 0329023 号
平成 20 年 3 月 31 日	改正	能 発 第 0331006 号
平成 20 年 10 月 1 日	改正	能 発 第 1001009 号
平成 21 年 3 月 31 日	改正	能 発 第 0331006 号
平成 22 年 3 月 31 日	改正	能 発 0331 第 6 号
平成 23 年 3 月 30 日	改正	能 発 0330 第 5・6 号
平成 24 年 3 月 30 日	改正	能 発 0330 第 2・3 号
平成 25 年 3 月 29 日	改正	能 発 0329 第 3・4 号
平成 26 年 3 月 31 日	改正	能 発 0331 第 6・7 号
平成 27 年 3 月 30 日	改正	能 発 0330 第 2・3 号
平成 28 年 3 月 30 日	改正	能 発 0330 第 20・21 号
平成 29 年 3 月 30 日	改正	能 発 0330 第 11・12 号
平成 29 年 6 月 22 日	改正	能 発 0622 第 1・2 号
平成 30 年 3 月 14 日	改正	開 発 0314 第 1・2 号
平成 30 年 9 月 5 日	改正	開 発 0905 第 3・4 号
平成 30 年 10 月 26 日	改正	開 発 1026 第 2・3 号
平成 31 年 1 月 17 日	改正	開 発 0117 第 15・16 号
令和 2 年 3 月 31 日	改正	開 発 0331 第 14・15 号
令和 2 年 5 月 29 日	改正	開 発 0529 第 4・5 号
令和 2 年 12 月 25 日	改正	開 発 1225 第 14・15 号
令和 3 年 1 月 29 日	改正	開 発 0129 第 1・2 号
令和 3 年 2 月 12 日	改正	開 発 0212 第 4・5 号
令和 3 年 2 月 25 日	改正	開 発 0225 第 7・8 号
令和 3 年 3 月 29 日	改正	開 発 0329 第 5・6 号
令和 3 年 12 月 21 日	改正	開 発 1221 第 4・5 号
令和 4 年 3 月 28 日	改正	開 発 0328 第 2・3 号
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	改正	開 発 ○○ 第 ○・○ 号

委託訓練実施要領

目 次

第 1 章 委託訓練に共通する事項

第 1	目的	略
第 2	実施主体	略
第 3	訓練対象者	1
第 4	委託先機関について	略
第 5	人材ニーズの的確な把握と訓練コースの設定	略
第 6	訓練コースの設定基準	略

第7	訓練コースの種類	1
第8	訓練の実施方法	4
第9	訓練設定時間及び訓練期間	5
第10	委託費	8
第11	委託費の支払い	9
第12	就職実績に応じた委託費の支給に関する事項	略
第13	訓練コースの要件	略
第14	訓練人員	略
第15	訓練受講料	14
第16	委託先機関の選定	略
第17	契約の締結	15
第18	能開施設及び委託先機関の実施する訓練生の選考及び就職支援等	15
第19	ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価について	19
第20	訓練の修了	20
第21	退校等の処分	20
第22	就職者の把握及び報告	21
第23	労働者災害補償保険の特別加入	21
第24	託児サービスの提供について	略
第25	実施状況報告及び調査	25
第26	予算措置等	26
第27	その他	26
第2章	各訓練コースに関する事項（知識等習得コース）	
第1	キャリア中断女性等のためのリカレントコースについて	略
第2	求人セット型訓練について	略
第3	母子家庭の母等の職業的自立促進コースについて	略
第4	育児等との両立に配慮した再就職支援コースについて	略
第3章	各訓練コースに関する事項（短期高度人材育成コース）	
第1	目的	略
第2	委託先機関	略
第3	主な対象者	略
第4	主な対象分野	略

第5	委託費に係る留意事項	略
第6	訓練コースの設定	略
第7	大学等が実施する訓練の特例	略
第4章	各訓練コースに関する事項（長期高度人材育成コース）	
第1	目的	28
第2	対象者	28
第3	委託費に係る留意事項	29
第4	訓練コースの設定	29
第5	定着支援	31
第6	訓練人員	32
第7	修了要件等	32
第8	確認調査等	33
第5章	各訓練コースに関する事項（母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース）	
第1	訓練の設定	略
第6章	各訓練コースに関する事項（刑務所出所者向け職業訓練コース）	
第1	訓練受講中の事故発生に備えた取扱い	略
第7章	各訓練コースに関する事項（定住外国人向け職業訓練コース）	
第1	訓練コースの設定	略
第2	訓練対象者	略
第3	就職支援について	略
第8章	各訓練コースに関する事項（帰国拉致被害者向け職業訓練コース）	
第1	訓練コースの設定について	略
第9章	各訓練コースに関する事項（建設人材育成コース）	
第1	訓練の設定	略
第2	委託費	略
第3	訓練期間	略

第10章 各訓練コースに関する事項(日本版デュアルシステム(委託訓練活用型))

- 第1 訓練コース内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第2 訓練対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第3 訓練期間及び訓練設定時間・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第4 委託費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第5 訓練計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第6 訓練コースの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第7 訓練導入講習の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第8 実習型訓練の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第9 委託先機関の実施する就職支援について・・・・・・・・略
- 第10 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価について・・・・・・・・略
- 第11 実習型訓練受講中の事故発生に備えた取扱い・・・・・・・・略

第11章 各訓練コースに関する事項(就職困難学生等コース)

- 第1 第1章の適用除外項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第2 訓練対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第3 訓練コース内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第4 企業実習の訓練時間数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第5 委託費に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第6 訓練実施支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第7 訓練人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第8 訓練生の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第9 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略

第12章 各訓練コースに関する事項(eラーニングコース)

- 第1 訓練コース内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第2 訓練人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第3 訓練対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第4 委託費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第5 訓練カリキュラムの要件等・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第6 履修確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第7 修了要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第8 退校処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略

第9	訓練実施体制等の留意事項	略
第10	委託先機関の選定に係る留意事項	略
第11	その他運営上の留意事項	略
第13章 各訓練コースに関する事項（実務に役立つIT活用力習得コース）		
第1	訓練内容	略
第2	モデルカリキュラムの受講者像	略
第3	訓練の実施にかかる留意事項	略
第4	就職率の算定の方法	略
第14章 各訓練コースに関する事項（地域レベルのコンソーシアムによる職業訓練の開発実施コース）		
第1	訓練コースの設定	略
第2	訓練の選定および実施	略
第3	委託費に係る留意事項	略
第4	訓練対象者に係る留意事項	略
第5	その他	略
第15章 各訓練コースに関する事項（大型自動車一種運転業務従事者育成コース）		
第1	訓練内容	略
第2	訓練対象者	略
第3	修了要件	略
第4	継続要件	略
第5	委託先に係る留意事項	略
第6	委託費に係る留意事項	略
第7	就職支援	略
第16章 各訓練コースに関する事項（高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース）		
第1	訓練カリキュラムの構成	略
第2	訓練対象者	略
第3	その他	略

第17章 各訓練コースに関する事項（知識等習得コースのうち介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例）

- 第1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第2 訓練コースの設定・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第3 委託費等に係る留意事項・・・・・・・・・・略
- 第4 職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い・・・・・・・・略

第18章 各訓練コースに関する事項（知識等習得コースのうち短期間・短時間の訓練に係る特例）

- 第1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第2 訓練対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第3 訓練コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・略

第19章 各訓練コースに関する事項（デジタル分野の訓練に係る特例）

- 第1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・略
- 第2 訓練内容等について・・・・・・・・・・略
- 第3 デジタル訓練促進費の支給に関する事項・・・・・・・・略
- 第4 デジタル職場実習推進費の支給に関する事項・・・・・・・・略
- 第5 デジタル職場実習受講中の事故発生に備えた取扱い・・・・・・・・略

第1章 委託訓練に共通する事項

第1 目的 略

第2 実施主体 略

第3 訓練対象者

委託訓練の訓練生（本章第7（10）「就職困難学生等コース」を除く）は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、本章第7に規定する各訓練コースにおける個別の取扱いについては、第2章から第19章に定めるところにより取り扱うこととする（以下本章において同じ。）。

- ① 公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求職申込みを行っている者
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）及び「職業訓練運用要領」（平成24年3月30日付け能発0330第18号「職業訓練の運用について」別添）に基づき、地域の各訓練コースの分野・水準、定員の設定状況等に鑑み設定される委託訓練を受講することが適切であると判断され、「職業訓練受講指示要領」（昭和56年6月8日付け職発第320号、訓発第124号）、「職業訓練受講推薦要領」（昭和61年1月8日付け職発第11号）及び「求職者支援制度業務取扱要領」（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号）に基づき公共職業安定所長（以下「安定所長」という）の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者

第4 委託先機関について 略

第5 人材ニーズの的確な把握と訓練コースの設定 略

第6 訓練コースの設定基準略

第7 訓練コースの種類

能開則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練として、求職者向けに以下の訓練を実施する。

ただし、下記(3)については、普通課程の普通職業訓練に位置付けることとする。

(1) 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コースとする。

この知識等習得コースのうち、以下の区分により、個別のコースを設定できるものとする。

- ① 保育士や看護師等の資格を有する者に対して、当該職種を離職して長期間経過している者又は資格を有する職種での就労経験が乏しい者を対象とした訓練コースを「キャリア中断女性等のためのリカレントコース」とする。
- ② 求職者が職業訓練の受講により職業能力を習得することを条件に、当該求職者の採用の意向を有する求人者の要望に応じ、民間教育訓練機関が行う訓練コースを「求人セット型訓練コース」とする。
- ③ 就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父並びに自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者について、委託訓練に先立ち、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施するコースを「母子家庭の母等の職業的自立促進コース」とする。
- ④ 育児等との両立のために訓練設定時間に配慮が必要な者を対象としたコースを「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」とする。

(2) 短期高度人材育成コース

企業において中核的な役割を果たす人材等の高い仕上がり像を目指す短期の教育訓練講座を活用した訓練コースとする。

(3) 長期高度人材育成コース

業務独占資格又は名称独占資格（以下「国家資格」という。）の取得等を目指す長期の教育訓練講座を活用した高度な知識及び技能を習得する訓練コースとする。

(4) 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース

配偶者等からの暴力により、精神的なダメージ等を負った母子家庭の母等に対し、訓練の実施に当たり、指導上の配慮、心理的な配慮を行うとともに、託児サービスを提供する、情報通信分野等の基礎力に係る訓練コースとする。

(5) 刑務所出所者向け職業訓練コース

刑務所出所者に対する農作業等に係る訓練コースとする。

(6) 定住外国人向け職業訓練コース

定住外国人向けに日本語能力等に配慮した訓練コースとする。

(7) 帰国拉致被害者向け職業訓練コース

帰国した拉致被害者等（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項に規定する被害者及び被害者の配属者等をいう。以下同じ。）向けに日本語能力等に配慮した訓練コースとする。

(8) 建設人材育成コース

建設機械の運転技能だけでなく、パソコンスキル等の知識・技能を習得し建設分野における多様な人材を育成するための訓練コースとする。

(9) 日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）

民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行う職業訓練とする。

(10) 就職困難学生等コース

採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しいなど、就職活動に困難性を有する学生等に対して、在学中からその特性に配慮した職業訓練を実施する訓練コースとする。

(11) eラーニングコース

育児等により外出が制限される者や、居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域に居住する者に対する、情報通信機器を活用した在宅による訓練コースとする。ただし、令和5年度末までに開講するものに限り、勤務時間がシフト制の労働者など不安定な就労状態にある者等の在職中の求職者等を対象とすることができる。

(12) 実務に役立つIT活用力習得コース

単なるITスキルの習得ではなく、幅広い産業・職種の全てのビジネスパー

ソンが、今後、標準的に習得しておくことが期待される「ITを使いこなす力」を習得することを目的とする訓練コースとする。

(13) 地域職業能力開発促進協議会による職業訓練の開発実施コース

地域協議会において把握した、各地域の企業・事業主団体が求める知識・技能を職業訓練に取り込むなど、新たに開発した職業訓練コース又は既存の職業訓練カリキュラムを見直した職業訓練コースとする。

(14) 大型自動車一種運転業務従事者育成コース

「働き方改革実行計画」に盛り込まれた罰則付きの時間外労働の上限規制が、自動車の運転業務についても導入されたことを踏まえ、働き方改革実行計画で示されたロードマップの最終年次である令和8年度までの間において、自動車運送業界の人手不足に対応するため、自動車運送業界における大型自動車の運転業務への就業を希望する求職者を対象として、大型自動車一種免許の取得及び自動車運送業界の就労に必要となる知識等の習得を目指す訓練を実施する訓練コースとする。

(15) 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース

概ね60歳以上の者に対するスキルアップ・スキルチェンジを実現するための訓練コースとする。

第8 訓練の実施方法

- (1) 通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができる。ただし、民間教育訓練機関において、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。
- (2) オンラインによる訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とすること。
- (3) オンラインによる訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練設定時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

に開講する訓練コースについては、通所による訓練の時間が総訓練設定時間の20%を下回る訓練コースの設定も可能とする。

なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。

- (4) オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。

第9 訓練設定時間及び訓練期間

あらかじめ定める訓練時間（以下「訓練設定時間」という。）は、入校式、修了式及び安定所における就職支援を受ける時間等を除き訓練として行う時間とし、各コースの標準時間は以下に記載のとおりとすること。

なお、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間とみなし、1単位時間を90分とするものは当該1単位時間を2時間とみなし、また委託先機関が行うジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練設定時間に含めて差し支えない。

(1) 知識等習得コース

総訓練設定時間については300時間（1月当たり100時間）を標準とし、50時間以上（資格取得を主な目的とするものであり、これ未満の時間を設定することが適当であるものは、この限りではない。ただし、能開則第11条第1項第5号の規定のとおり、総訓練設定時間が12時間以上であること。）であること。また、訓練期間は3箇月を標準とし、1年以下とする。

知識等習得コースのうち、母子家庭の母等の職業的自立促進コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースを単独又は両コースを併せて実施する場合は、1月当たりの訓練設定時間は80時間を標準とすることができる。

(2) 短期高度人材育成コース

1月当たりの訓練設定時間は100時間を標準とすること。また、訓練期間は、6箇月～1年未満の間で柔軟に設定すること。

(3) 長期高度人材育成コース

1年間の総訓練設定時間は1,400時間以上であること。ただし、国家資格に係る法律に基づき所管大臣等が指定する養成施設（以下「指定養成機関」という。）で1年以上の習得を必要とされているもの、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの、学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの及び訓練実施機関の一般の受講者における直近2年間の国家資格等の合格率が概ね全国平均以上であるものについては、能開則第10条第1項第5号ただし書きを準用し、1年間の総訓練設定時間を700時間以上とする。また訓練期間は1年以上2年以下とする。この訓練期間の下限となる1年の基準として、訓練開始月及び訓練終了月について暦月の途中にて訓練が開始又は終了するものは、当該月に16日以上訓練設定日がある場合を1月として算定し、通算して12月あるものを1年とする。ただし、指定養成機関において1年以上の習得により国家資格の取得を目指す訓練については、「16日以上」を「1日以上」に読み替えて取り扱うこととする。なお、訓練期間の1月の区切り方は、暦月毎に算定すること。

(4) 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース

総訓練設定時間が50時間以上であること。なお、訓練期間は2箇月以下とする。

(5) 刑務所出所者向け職業訓練コース

総訓練設定時間が50時間以上であること。なお、訓練期間は1年以下とする。

(6) 定住外国人向け職業訓練コース

総訓練設定時間等については知識等習得コースに準ずるものであること。

(7) 帰国拉致被害者向け職業訓練コース

総訓練設定時間等については知識等習得コースに準ずるものであること。

(8) 建設人材育成コース

総訓練設定時間については50時間以上であり、1月当たりの訓練設定時間は100時間を標準とする。また、総訓練設定時間の3分の1以上はパソコンスキル、就職支援、ビジネスマナー等を含めた座学とすること。

(9) 日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）

1月当たりの訓練設定時間は100時間を標準とすること。訓練期間は6箇月を上限に4箇月を標準とすること。

(10) 就職困難学生等コース

総訓練設定時間は80時間を標準とし、60時間以上とすること。

(11) eラーニングコース

1月当たりの訓練設定時間は、54時間以上60時間以下を標準とする（一部通学による訓練（以下「スクーリング」という。）に要する時間（1月当たり3時間以上12時間以下とすること。）を含む。）。また、訓練期間は2箇月以上とし3箇月を標準とすること。

(12) 実務に役立つIT活用力習得コース

総訓練設定時間は200時間以上とし、1月当たりの訓練設定時間は100時間を標準とすること。また、訓練期間は2箇月とする。

(13) 地域職業能力開発促進協議会による職業訓練の開発実施コース

1月当たりの訓練設定時間は100時間を標準とすること。訓練期間は9箇月を上限に6箇月を標準とすること。

(14) 大型自動車一種運転業務従事者育成コース

① 法定教習時間

訓練生が所持する自動車運転免許の種類ごとに法令で定められる教習時間とすること。

② 法定教習時間以外の訓練時間

自動車運送業界において必要となる知識等の習得を図る法定教習時間以外の訓練時間数は、全訓練生同一時間数とすること。

上記①及び②の合計により、訓練生ごとに訓練設定時間が異なることが想定されるが、全訓練生の総訓練設定時間数が80時間以上及び2箇月未満となるように設定することとし、全訓練生の訓練開始日、修了を確認する日及び訓練終了日は同一とすること。

また、当分の間、訓練実施期間が年度を跨ぐ訓練コースの設定は行わないものとする。

(15) 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース

1月当たりの訓練設定時間は100時間を標準とすること。訓練期間は6箇

月を上限に、原則として2～3箇月とすること。

第10 委託費

(1) 上限単価

訓練コースの委託費の単価は、訓練生1人1月当たり下記の価格を上限とし、個々の経費の積み上げによる実費とすること。ただし、就職困難学生等コースは、訓練期間にかかわらず訓練生1人当たりの上限とすることとし、大型自動車一種運転業務従事者育成コースは訓練時間数や訓練期間にかかわらず訓練生1人当たりの上限とすること。

また、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合及び下記を除く。またイのうち母子家庭の母等の職業的自立促進コース及び育児等との両立に配慮した再就職支援コースを、単独又は両コースを併せて実施する場合は、1月当たりの訓練設定時間が80時間未満のものとし、ルにおいては1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとする。）にあつては、下記の価格を訓練設定時間の割合で按分すること。

イ 知識等習得コース：60,000円（外税）

なお、本章第12「就職実績に応じた委託費の支給に関する事項」（2）の対象となるコースについては、同（3）により算出した額。

ロ 短期高度人材育成コース：120,000円（外税）

ハ 長期高度人材育成コース：120,000円（外税）

ただし、厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースは、90,000円（外税）を上限とする。

ニ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース：60,000円（外税）

ホ 刑務所出所者向け職業訓練コース：90,000円（外税）

ヘ 定住外国人向け職業訓練コース：90,000円（外税）

ト 帰国拉致被害者向け職業訓練コース：90,000円（外税）

チ 建設人材育成コース：100,000円（外税）

リ 日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）：60,000円（外税）

ヌ 就職困難学生等コース：90,000円（外税）

- ル eラーニングコース：60,000円（外税）
- ヲ 実務に役立つIT活用力習得コース：60,000円（外税）
- ワ 地域職業能力開発促進協議会による職業訓練の開発実施コース
：90,000円（外税）
- カ 大型自動車一種運転業務従事者育成コース：360,000円（外税）
- ヨ 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース
：60,000円（外税）

（2）上限単価の特例等

上記（1）イ、ロ及びハについて、上限単価を超えて設定しようとする場合は、当該訓練コースを受講することにより習得する能力を必要とする具体的な人材ニーズが生じていること、高い就職率が期待できることを確認した上で、協議依頼書（別紙15）により、厚生労働省への事前協議を必要とするものであること。また、上記（1）ロについては、第3章第5に定める取扱いに留意すること。

第11 委託費の支払い

（1）委託費の支払い及び支払い時期

委託費は、委託先機関の請求により、訓練の行われた期間について訓練終了後に支払われるものであること。

（2）委託費支払い対象

委託費の額（就職困難学生等コースを除く。）は訓練生1人につき訓練実施後1箇月（訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の相当する日の前日までの区切られた期間を「1箇月」として取り扱う（長期高度人材育成コースを除く。）。ただし、訓練生が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合（以下「中途退校等による早期終了」という。）は当該日（以下「早期終了日」という。）までとする。以下「算定基礎月」という。）毎に算定することとし、当該算定基礎月において、訓練設定時間（eラーニングコースについては、第12章第1に規定する推奨訓練日程計画における在宅訓練の訓練設定時間及びスクーリングの訓練設定時間の合計時間数とする。以下同じ。）の80%に相

当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、委託先機関に対して支払いを行うこと（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。ただし、長期高度人材育成コースについては、算定基礎月を暦月毎に取り扱うこととし、また訓練期間中に夏季冬季等の休日がある場合は、委託費の支払いにおいては当該休日を訓練を受講した日とみなして取扱って差し支えない。

算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（訓練生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とすること。なお、年度をまたぐ訓練の支払いについては、下記（5）によること。

また、大型自動車一種運転業務従事者育成コースについては、第15章第6の規定に留意すること。

（3）訓練期間が3箇月を超える場合の特例

上記に関わらず、訓練期間が3箇月を超える場合は、必要に応じて3箇月を単位として、3箇月経過毎に支払いを行うことができるものとする。

この場合、3箇月の訓練実施後に支払い対象となる算定基礎月について、訓練の出欠状況が確認できる書類を提出させて、月ごとに算定基準を満たしているかを確認し、支払対象月を対象に支払いを行うこと。

また、算定基礎月において訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、3箇月を単位として当該3箇月における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、当該3箇月全期間について支払対象月とする。この場合、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。

（4）委託費支払い額

支払対象月に1人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする（就職困難学生等コース及び大型自動車一種運転業務従事者育成コースを除く。）。

また、早期終了日がある場合は、委託費の額は1月毎に算定し、当該支払対象月について以下により支払うものとする。

イ 訓練が行われた日（eラーニングコースについては、推奨訓練日程計画における在宅訓練の日数及びスクーリングの日数の合計とする。以下「訓練実施日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（eラーニングコースについては、推奨訓練日程計画における在宅訓練の時間数及びスクーリングの時間数の合計とする。以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上（eラーニングコースについては、「48時間以上」とする。以下同じ。）である時は月額単価。

ロ 訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日その他委託先機関が休日とした日（別添1-2第2、2に該当する日に限る。）及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）。

ただし、知識等習得コースのうち、母子家庭の母等の職業的自立促進コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースを単独又は両コースを併せて実施する場合は、訓練実施日数のみで判断すること。

また、長期高度人材育成コースについては、イとロの取扱いを適用しないこととし、原則、上記（2）の支払対象月について月額単価により支払うものとする。なお、委託先機関における一般の受講者が中途退校した場合において、中途退校した日までの受講料を日割りで支払うこととしている場合は、委託費も同様に扱うものとする。

（5）複数年度の支払い

年度をまたぐ訓練実施に伴い、債務負担行為を活用した複数年度契約を行う場合、契約書に記載された年度毎の契約額の範囲内において、年度毎に要した委託費について委託先機関の請求に基づき支払うものであること。

その場合、契約書に記載された複数年度契約のうち初年度分に要した経費に関しては、算定基礎月が年度内に終了している部分（年度をまたぐ算定基礎月の場合であって、訓練開始年度内に中途退校したことにより算定基礎月が年度内となるものを除く。）についてのみ、当該年度末をもって委託先機関から請求させる必要があるものであること。

算定基礎月が年度をまたぐ場合（中途退校分も含む。）は、訓練終了年度において算定し支払うこと。

また、訓練開始年度内におさまる算定基礎期間、次年度に支払いを行う算定基礎期間を単位とし、それぞれの期間における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対して、当該全期間について支払対象月とし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。

なお、年度をまたぐ訓練における就職支援経費は、訓練開始年度終了時には算定できないため、訓練終了年度に算定し支払うこと。

(6) 委託費支払いの算定基準において例外となる欠席についての取扱い

訓練生が以下に定めるイからハの理由により訓練を欠席した場合（eラーニングコースについては、対面によるスクーリング及び就職支援の場合に限る。）は、その期間については、委託費支払いの出席要件80%以上の算定に当たって、算定対象としないものとする（訓練設定時間から除くものとする。）。ただし、訓練終了日までに、本章第11（7）の補講等を可能な限り行うものとする。

イ インフルエンザ等の感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症をいう。以下同じ。）（別添3-1参照）に感染し、他の訓練生の健康に被害を与え得る訓練生が、能開施設の長の指示により出席停止となった場合、又は自宅待機が必要であったと能開施設の長が認める場合。

ロ 大規模な災害が起こった等により、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが交通が遮断されるなど回復するために1日以上の上の時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難な場合（ただし、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。）。

ハ 法律による裁判への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続きにおける証人等）並びに裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日における裁判所への出頭が必要な場合。

なお、上記のイの場合において、感染したことの確認は、医師又は担当医療

関係者の証明書等の証明書類（薬剤情報提供書（医療機関又は調剤薬局の処方箋等）、診療明細書や領収証を含む。）を提出させることにより行うものとする。また、親族（民法725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。以下同じ。）（別添3-2参照）又は訓練生本人の同居人（上記親族以外の者を指す。以下「同居人」という。）がインフルエンザ等の感染症に感染し、医師又は担当医療関係者が、訓練生本人を含む親族又は同居人の自宅待機が必要と判断した場合についても、同様の取扱いとする。さらに、上記の口からハの場合において、欠席理由の確認は、官公署長等（例えば市町村長、鉄道の駅長、裁判所書記官など）から、被災証明書、罹災証明書、呼出状、案内状等を提出させることにより行うものとする。

（7）補講等の取扱い

受講料は無料としており、補講等を実施する場合の費用についても、訓練生の負担とはしないものとする。ただし、大型自動車一種運転業務従事者育成コースの法定の自動車教習部分については、第15章の規定によること。また、当該補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、受講時間として算出して差し支えないものとする。ただし、訓練終了（予定）日の翌日以降に実施する補講等は、費用を徴収しない場合でも、委託費の算出対象となる訓練実施時間には含まないものとする。

また、普通課程の普通職業訓練である長期高度人材育成コース及び短期課程の普通職業訓練のうち資格取得に係る法定講習であって、無料補講等の実施が困難な訓練コースは、資格取得のために必要な補講等を実施する場合、その補講費用を訓練生の負担とすることができ、当該補講等を実施した時間については、以下のとおりとする。なお、補講等に係る費用を訓練生が負担する必要がある場合、必ず訓練コースの募集時にあらかじめ訓練受講希望者に対し、費用負担額を周知すること。

イ 補講等に係る費用を訓練生から徴収する場合

補講等分の時間は訓練受講時間の算定に含めないこととする。

ロ 補講等に係る費用を訓練生から徴収しない場合

補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる

場合、訓練設定時間数を上限とし、訓練受講時間として算出することとする。

(8) 委託費の返還

委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、能開施設は当該委託先機関に対し、すでに支払った委託費の額の全部又は一部を返還させるものとする。

第12 就職実績に応じた委託費の支給に関する事項 略

第13 訓練コースの要件 略

第14 訓練人員 略

第15 訓練受講料

受講料は、無料とすること。

ただし、訓練生本人の所有に帰するテキスト代等は、訓練生本人の負担とする。この場合にあつては、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮すること。

また、オンラインによる訓練の受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）について、委託先機関が訓練生に無償で貸与できない場合は、訓練生が自ら用意する、又は委託先機関が有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。ただし、eラーニングコースにおいて、第12章第4に定める通信機器貸与費により、委託先機関が通信費を負担する場合は除く。

なお、オンラインによる訓練の受講において必要となる設備・推奨環境（委託先機関において用意する設備等があれば、その設備等を含む。）、パソコンスキル等の内容は、訓練生募集案内等に明記するほか、受講説明会等においても説明すること。

第16 委託先機関の選定 略

第17 契約の締結

能開施設の長又は知事等は、訓練を委託する場合には、別紙を参考に都道府県等の会計規則等に従い契約を締結すること。なお、年度をまたぐ訓練実施に伴い、債務負担行為を活用した複数年度契約を行う場合は、契約額総額のほか、その内訳として年度毎の契約額及び対応する期間を契約書に記載すること。

(1) 委託契約は、次のいずれかに該当するときは変更又は解除することができる。

イ 委託先機関が特別の事情により、能開施設の長又は知事等に対し委託契約の変更又は解除の協議をし、同意を得たとき。

ロ 次のいずれかに該当すると能開施設の長又は知事等が認めたとき。

① 委託契約締結後の事情の変更により当該委託訓練又は当該訓練実施支援事業を実施できなくなった場合

② 委託先機関が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(2) 知事等が契約を締結する場合は、訓練実施に直接的に関連する業務（委託先機関に対する監督・指導等）については能開施設の長が行う旨を契約書に記載するものとする。

第18 能開施設及び委託先機関の実施する訓練生の選考及び就職支援等

(1) 訓練生の選考

能開施設は、受講申込を行った者について、平成9年3月11日付け能発第55号「公共職業訓練を受講する者の選考について」に基づき選考を実施すること。委託先機関は、能開施設の求めに応じ、実施する職業訓練の専門性等を踏まえた訓練生の選考（書類選考（応募動機・就職意欲の確認等）、適性検査、面接試験、学科試験問題の作成・実施等）等を実施し、能開施設に対してその結果を情報提供するなど、必要な協力を行うこと。なお、この場合においても、最終的な判断は能開施設が行うものとする。

(2) 就職支援の実施

イ 就職支援内容の明示

委託先機関は、安定所と連携を図りながら、訓練期間中及び訓練終了後を

通じ訓練生の就職促進に努めること。また、委託先機関が実施する就職支援の内容については、事前に能開施設に対し明確にし、その内容は委託契約書に明記すること。

また、能開施設は、訓練生の募集に際し、就職支援の内容を訓練受講希望者に対して明確にすること。なお、具体的な就職支援内容については、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業相談及び安定所やその他職業紹介機関から提供された求人情報の提供のほか、委託先機関が無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合においては、委託先機関が行う求人開拓及び職業紹介等、訓練生の就職に資する各種取組とすること。

ロ 就職支援体制の整備

能開施設は、能開法第23条第4項の規定により、訓練生に対するキャリアコンサルタントによる相談機会の確保のため、委託先機関へキャリアコンサルタントの配置について積極的に勧めること。

また、巡回就職支援指導員等を活用することにより、安定所と連携を図りながら、委託先機関への求人情報の提供、就職支援に関する技術的支援（職業相談の実施方法、就職状況の把握及び就職支援の助言・指導等）等、委託先機関の行う就職支援の援助を積極的に行うこと。

委託先機関は、以下により就職支援責任者を設置し、訓練生に対して就職支援等を行うものとする。

① 就職支援責任者となる者

以下のいずれかに該当する者が望ましいこと。

- i キャリアコンサルタント（能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント。以下同じ。）
- ii キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）
- iii 能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

② 配置

訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練実施施設にて業務を行うこと。ただし、実習型訓練期間中については、訓練実施施設に限ら

ず、適切な就職支援が可能な場所において業務を行うこと。

③ 業務内容

- i 過去の訓練生に対する就職実績等を踏まえ、訓練生に対する就職支援を企画、立案すること。
- ii 訓練生に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成及びジョブ・カードを活用した職業相談及び安定所その他職業紹介機関から提供された求人情報の提供等の就職支援を適切に実施すること。
- iii 訓練修了1箇月前を目途に、就職先が決まっていない訓練生について、必ず安定所へ誘導し、職業相談を受けさせること。
- iv 職業紹介事業者として許可を受けている委託先機関においては、能開施設、安定所等の関係機関及び訓練生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、訓練生に就職支援を行うこと。
- v 訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、能開施設や労働局又は安定所に情報提供すること。

(3) 関係機関との連携について

能開施設は、連携通知に基づき、安定所又は労働局と連携して次の①～③の就職支援を行うこと。

- ① 委託先機関や巡回就職支援指導員等を通じて、訓練修了1箇月前を目処に、就職先が決まっていない訓練生については、必ず安定所へ誘導し、職業相談を受けさせること。また、安定所と調整の上、訓練コースのカリキュラムに就職活動日を設定し安定所で就職相談を受けさせること等を積極的に進めること。なお、その際に訓練生が訓練を欠席又は遅刻・早退等せずに安定所へ行くことができるよう配慮すること。
- ② 訓練修了までに就職先が決まっていない訓練生の情報について、安定所又は労働局に提供すること。
- ③ 訓練修了後の効果的な就職支援が行われるよう、訓練修了日時点及び訓練修了3箇月時点での個別の就職状況、内定状況等について、別紙1-1「就職状況報告書」及び別紙1-2「就職状況報告一覧（参考）」を活用し安定所又は労働局に提供すること。

(4) 求職者支援制度の実施に伴う措置等について

イ 給付手続き等のための指定来所日等への配慮について

求職者支援制度の対象者である訓練生は、月ごとの指定来所日等に安定所に来所する必要がある。

このため、安定所が指定来所日等の日時を指定するに当たっては、対象者が受講する訓練コースのカリキュラムに配慮し、できる限り受講の継続や訓練の修了に影響が小さい日を選定することとしているが、それでもなお、指定来所日等の当日においては、訓練生が訓練を欠席又は遅刻・早退等せざるを得ない可能性がある。

訓練生が欠席又は遅刻・早退等により訓練受講できない訓練内容については、補講等により、可能な限り対応を行うこと。

ロ 職業訓練受講給付金支給申請書への受講証明について

求職者支援制度の対象者である訓練生は、指定来所日に安定所に来所し、職業相談を受けるとともに給付金の支給申請を行う必要があり、支給申請の際には、当該訓練生から安定所に「職業訓練受講給付金支給申請書」を提出することが必要であり、委託先機関において、あらかじめ受講証明を行うこと。なお、eラーニングコースについては、受講開始までに委託先機関と訓練生との間において調整を行い、受講証明の実施手法を決めておくこと。

また、事業主団体等に委託して行われる職場実習等を要する訓練コースの実習先において、訓練生本人以外の者がインフルエンザ等の感染症（別添3-1参照）に感染したことにより、訓練生本人が訓練を受講できなかった日については、本章第11（6）の取扱いに準じ、訓練を行わなかった日（訓練受講が求められていない日）として取り扱うが、その確認は、訓練実施施設からの経緯書等（別添3-3参照）により確認すること。また、このような事例が発生した場合には労働局へ相談すること。（第17章第2（2）により実施される職場見学等も同様とする）

(5) 訓練生による報告事項の周知

能開施設及び委託先機関は、訓練の受講に係り、就職状況報告書（別紙1-1）の提出など必要な書類を遅滞なく提出するよう選考時及び入校日等において確実に訓練生に周知を行うとともに必要に応じて指導を行うこと。

第19 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価について

(1) 対象となるコース

訓練期間が1箇月を超えるコースを対象とすること。ただし、日本版デュアルシステムについては、第10章に定めるところによること。

(2) 能力評価の実施

委託先機関は訓練生の能力評価を行うこととし、その実施に当たっては、「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」（別紙14）を活用し訓練期間中及び訓練修了前に実施される試験等に基づき行うこと。なお、日本版デュアルシステム以外の企業実習については、実習先企業による能力評価は不要である。

(3) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

委託先機関にキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者（以下「キャリアコンサルタント等」という。）を配置し、当該キャリアコンサルタント等が「キャリア・プランシート（様式1）」、「職務経歴シート（様式2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式3-1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式3-2）」及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」（別紙14）を活用したキャリアコンサルティングを実施すること。ただし、長期高度人材育成コースにおいて、平成30年度以降に新たに委託する委託先機関については、当面の間、キャリアコンサルタント等の配置を必須としないこととする。なお、「キャリア・プランシート（様式1）」、「職務経歴シート（様式2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式3-1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式3-2）」については、職業能力開発促進法第15条の4第1項の規定に基づき定められる職務経歴等記録書の様式（平成30年厚生労働省告示第127号）を参照すること。

(4) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施時期等について

委託先機関は、訓練期間中にキャリアコンサルティングを3回以上行うこと

が望ましいが、実施に当たっては、訓練生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。

第20 訓練の修了

(1) 訓練生が訓練設定時間を受講し、訓練終了時に訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に修了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果、修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができること。

また、訓練生が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、当該訓練生の訓練受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた学科及び実技の訓練設定時間のそれぞれ80%に相当する時間以上でかつ当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合、訓練を修了させることができること。

(2) 養成施設等の指定を受けている委託先機関にあつては、上記(1)にかかわらず、修了の要件を当該指定の要件に適合するものとする(長期高度人材育成コースを除く。)

(3) 長期高度人材育成コースについては、上記(1)及び(2)にかかわらず、第4章第7(1)に定めるところによること。

(4) 大型自動車一種運転業務従事者育成コースについては、上記(1)及び(2)にかかわらず、第15章第3に定めるところによること。

第21 退校等の処分

能開施設の長は、以下の事項に該当する訓練生を確認した場合は、当該訓練生に対し、退校等の処分を行うこと。

なお、処分後は速やかに安定所又は労働局へ報告すること。

- ① 委託先機関及び能開施設の職員の指示に従わない等訓練の運営の規律を乱した場合
- ② 欠席、遅刻及び早退が著しく多いなど訓練生として相応しくない場合
- ③ 訓練修了後直ちに就職する意思がない場合(進学・留学等を希望する場合も含む)

- ④ 修了要件として設定している資格の取得を訓練計画に沿わず個人で行い、合格した場合など、訓練を受講継続する必要性が無いと認められる場合
 - ⑤ 訓練の修了が見込まれない場合
 - ⑥ 安定所長による受講指示、受講推薦又は支援指示の取消しが行われた場合
- また、①～⑥以外の事由により訓練の受講継続に疑義があり、受講継続が適切ではないと認められた場合は、厚生労働省に相談すること。

第22 就職者の把握及び報告

委託先機関は、訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という）の訓練修了後3箇月以内の就職状況（就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況）について、訓練修了者等から就職状況報告書（別紙1-1）の回収により把握を行うとともに、委託者に対し当該把握結果（別紙1-2）を報告すること。また、報告の際には、訓練修了者等からの就職状況報告書（別紙1-1）の写し等を添付すること。

委託者への報告は、訓練修了日の翌日から起算して100日以内を報告期限とする。

なお、委託先機関は、就職状況報告書が未回収のまま追跡困難等となった訓練修了者等について、その就職状況の確認を希望する場合、就職状況報告書の回収率が80%を超える場合に限り、追跡困難等となった経緯に係る個別報告書（様式は任意）を委託者に提出することにより確認の依頼をすることができる。

委託者は追跡困難等となった訓練修了者等の就職状況を確認の上、委託先機関から提出された把握結果（別紙1-2）に対象就職の該当の有無を付記したものを返付するなどにより、委託先機関に回答すること。

委託先機関は回答を踏まえ、把握結果（別紙1-2）を訂正の上再報告することとし、この再報告は上記報告期限に報告されたものとみなす。

第23 労働者災害補償保険の特別加入

事業主団体等に委託して行われる職場実習等を要する訓練コースにあたっては、災害が発生した場合に、それを補償するため訓練生について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第33条に定める労働者災

害補償保険（以下「労災保険」という。）の特別加入の対象者とする。

特別加入の対象となる期間は、企業等での職場実習を実施する期間であり、例えば、介護職員初任者研修等においては企業等で実施する介護実習の期間のみが加入の対象となり、講習や演習等の座学の期間は加入の対象とはならないものである。対象期間中に訓練生が負傷した場合等に備えて、対象となる者については、原則加入させることが望ましいこと。

（１）労災保険の特別加入の方法

訓練生の労災保険への特別加入は、当該訓練生が労災法第 33 条第 5 号に該当する者として同法第 35 条第 1 項の規定に基づく団体を結成し、管轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長あて申請することが必要であるが、特別加入及びその後の関係事務は、都道府県等において行うこと。

（２）特別加入申請の手続

イ 特別加入の申請団体名を「〇〇県委託訓練生組合」とし、代表者は都道府県等職業能力開発主管課長（ただし、都道府県等の規定上これ以外の者に権限を移していればこの限りではない。）をもってあて、事務所を都道府県等職業能力開発主管課内に置くものとする。

ロ 特別加入の対象は、当該年度における事業主団体等に委託して行われる職場実習を要する訓練コースの訓練生のうち、委託先機関が事業主又は事業主団体である者とする。

（３）特別加入団体の結成における必要書類の整備について

特別加入団体の結成に当たり、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 46 条の 23 第 3 項各号に定める書類を作成し備えること。

また、当該書類には以下の内容を記載しておくこと。

イ 団体の名称

「〇〇都道府県等委託訓練生組合」とする

ロ 主たる事務所の所在地

都道府県庁等の所在地

ハ 代表者

都道府県等職業能力開発主管課（室）長

ニ 団体の目的

能開法第15条の7第3項に基づき都道府県等が行う職業訓練のうち、事業主又は事業主団体に委託して行われる職場実習等を要する訓練コースについて、訓練生の業務災害及び通勤災害等が発生した場合に備え、労働者災害補償保険への特別加入（以下「特別加入」という。）及びこれに関する事務を行うため、都道府県等に設置するものであること。

ホ 団体の構成員が従事する作業の種類

能開法第15条の7第3項に基づき都道府県等が行う職業訓練のうち事業主又は事業主団体に委託して実施する職場実習等であること。

ヘ 団体が業務災害の防止に関し講ずべき措置及び事項

訓練指導員の指示等を遵守し作業を行うこと。

ト その他運営等に関すること

委託訓練実施要領に基づき都道府県等が行うこと。

(4) 給付基礎日額

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の24に規定する給付基礎日額については、以下のとおりとすること。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条の規定に該当する者及び同法第39条第1項の規定に該当する者については、当該基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額が3,500円を超え、25,000円以下である場合、同給付基礎日額の決定基準額（3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円及び25,000円）に相当する額のうち、当該基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額の直近の高い額とし、25,000円を超えるものにあつては25,000円とする。

ロ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の給付金（以下「訓練手当」という。）を受ける者については、当該訓練手当の基本手当日額が同給付基礎日額の決定基準額に相当する額のうち、直近の高い額とす

る。

ハ 上記イからロまでに該当する者以外の者については、3,500円とする。

(5) 保険料の算定

保険料については、給付基礎日額に応ずる労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）別表第4「特別加入保険料算定基礎額表」の右欄の保険料算定基礎額の12分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に事業主団体等に委託して行われる職場実習を要する訓練コースの訓練生の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は1月に切り上げる。）を乗じて得た額を「保険料の算定の基礎となる額」とし、この額に1000分の3（徴収則別表第5「第2種特別加入保険料率表」の特15）を乗じて算定するものとする。なお、保険年度の中途又は2保険年度にわたって当該委託訓練を受講する場合の受講を開始した保険年度についての保険料は、特別加入した月から当該保険年度の末日までの当該訓練生の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は1月に切り上げる。）により計算するものとする。

(6) 概算保険料及び確定保険料の申告・納付

概算保険料及び確定保険料の申告・納付に当たっては、各都道府県労働局と相談の上、適切に手続きを行うこと。なお、確定保険料の申告に際しては、当該保険年度における全訓練生について賃金総額の内訳書を添付するものとする。

(7) 保険給付の請求

保険給付請求を行う場合、保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこととし、また、証明事項のうち、負傷又は発病年月日、災害の原因及び発生状況等については、委託先機関のその事実を証明する書類を添付すること。なお、平均賃金欄に記載されるべき給付基礎日額については、当該特別加入団体の代表者が給付基礎日額証明書により証明するものである。

(8) 加入者名簿の整理

都道府県等職業能力開発主管課において、訓練開始年月日、訓練終了年月

日、当該年度内における訓練月数等を記載した「特別加入者名簿」を整備すること。

(9) 特別加入する訓練生への周知について

特別加入の対象となる職場実習を要する訓練コースの実施に当たり、その訓練生に対しては、その実習期間中の特別加入について、都道府県等において手続きを行う旨の説明を行い、承諾を得ること。

(10) その他

イ 本業務については、各都道府県労働局又は管轄の労働基準監督署と協議の上、進めるものとする。

ロ 保険料については、本章第26<予算措置等>に規定する国から都道府県等に対して交付する訓練実施に係る予算から支弁するものとする。

第24 託児サービスの提供について 略

第25 実施状況報告及び調査

(1) 能開施設の長は、毎月及び訓練終了後、訓練生ごとの出欠・能力習得状況、就職状況等について、委託先機関から速やかに報告を求めるとともに、必要と認めるときは、関係職員等（巡回就職支援指導員等を含む。）をして訓練期間中の出欠状況確認等の調査を行わせること。

(2) 都道府県等は、毎月の実施状況を厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室あて報告するものとする。なお、具体的な報告内容については別途定めるものとする。

(3) 委託先機関は、訓練修了者に対して「公共職業訓練 受講者アンケート」

（別紙28）を配付し、記入依頼を行い、回収・集計を行うこと。ただし、その全部又は一部を能開施設が行うこととしても差し支えない。

委託先機関がアンケートを回収した場合は、回収したアンケートを能開施設に送付すること。また、委託先機関がアンケートを集計した場合は、集計結果を能開施設に報告すること。

なお、別紙28の1(1)～(5)の間は必ず設定すること、その回答の選択肢は維持すること（自由記載欄も追加することを排除するものではない）、

その回答を様式に記載した方法に従い採点して合計点を出すこと以外は、編集可能とすること。また、1（1）～（5）の間について、その趣旨が変わらない範囲での文言の変更や補足の追記をすること、自由記載欄を追加することは差し支えない。

第26 予算措置等

都道府県等が行う委託訓練等の訓練のうち、国が都道府県等に委託して実施するものについては、この委託訓練実施要領に定めるほか、「離職者等再就職訓練事業委託要綱」により行うものとする。

また、国は別に定める基準に従い、訓練の実施に要する経費を、都道府県等に対しては「生涯職業能力開発事業等委託費（労働保険特別会計雇用勘定）」として交付するものとする。

第27 その他

（1）訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

訓練受講中の事故等により訓練生が負傷し、あるいは、委託先機関等の設備や顧客に損害を与える事態に備え、能開施設は訓練生に対して、訓練実施中の訓練生の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険に加入するよう勧奨すること。

（2）安全衛生

委託訓練を実施するに当たり、訓練期間中における訓練生の安全衛生については十分配慮すること。

（3）個人情報の管理

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、能開施設及び委託先機関は、訓練生及び訓練受講希望者の個人情報の適切な管理を行うこと。

（4）大規模災害等に伴う訓練実施状況の共有

委託先機関の地域において、地震や集中豪雨等による災害が発生した場合は、速やかに訓練実施状況を把握するとともに、厚生労働省に情報提供すること。

(5) 訓練生からの訓練実施上の問題に関する報告への対応

能開施設は、訓練生から委託先機関及び企業実習先における訓練上の不適切な事案等の報告があった場合は、その事案に応じて関係機関等へ書面等により連絡し、連携の上、適切に対応すること。

(6) 訓練の中止

訓練の受講を希望する者が少ないため、委託先機関が訓練の実施を中止する場合は、選考日の前日までに中止を決定することが望ましい。

(7) 原本の写しによる証拠書類の取扱い

本要領において委託先機関から提出を求めている書類のうち、事業所証明欄や受講者本人の自署欄がある書類について、原本の写しにより提出されたもの（PDF等の電子媒体を含む）についても、委託先機関が当該提出書類の原本を委託の終了（中止または廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間保存することを条件に、証拠書類として委託費の支払い等を可能とする。

第2章 各訓練コースに関する事項（知識等習得コース） 略

第1 キャリア中断女性等のためのリカレントコースについて 略

第2 求人セット型訓練について 略

第3 母子家庭の母等の職業的自立促進コースについて 略

第4 育児等との両立に配慮した再就職支援コースについて 略

第3章 各訓練コースに関する事項（短期高度人材育成コース）

第1 目的 略

第2 委託先機関 略

第3 主な対象者 略

第4 主な対象分野 略

第5 委託費に係る留意事項 略

第6 訓練コースの設定 略

第7 大学等が実施する訓練の特例 略

第4章 各訓練コースに関する事項（長期高度人材育成コース）

第1 目的

不安定な就労を繰り返している者等、非正規雇用での就労期間が長い者については、企業における能力開発の機会が十分に確保されておらず、このような非正規雇用労働者が正社員就職を実現するためには能力開発支援が重要となっている。このため、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的とする。

第2 対象者

当該訓練コースの対象者は、第1章第3に加え、次のいずれにも該当する者とする。ただし、新規学卒未就職者（受講申込み時点で学校卒業後1年以上経過している者は除く）は当該訓練コースの対象外とする。

① 概ね55歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）

ただし、55歳以上の者であっても、以下②～⑥の要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者として取り扱って差し支えないこと。

② 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労

の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）

- ③ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- ④ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
- ⑤ 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者
- ⑥ 過去に当該訓練コース及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことのない者

第3 委託費に係る留意事項

(1) 訓練実施経費

委託費の設定にあたっては、訓練実施経費の単価は、訓練生1人1月当たり120,000円（外税）を上限（ただし、厚生労働大臣が指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースは、90,000円を上限とする。）とし、委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と委託先機関における一般の受講者の授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。なお、国家資格等の受験料や手数料等については、委託費に含めず訓練生の負担とすること。

(2) 定着支援費

当該訓練コースを修了し訓練に関連する職業に就職した者（訓練修了後3箇月以内に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）。以下「修了就職者」という。）について、就職後の定着支援として本章第5の業務を行い、就職後6箇月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合は、定着支援に必要な経費相当額として、当該継続雇用された修了就職者について、1人当たり50,000円（外税）を支払うものとする。

第4 訓練コースの設定

(1) 訓練内容について

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下に該当する職業訓練を実施するものであること。ただし、訓練を設定しようとする地域の能開施設で実施していない職業訓練とすること。なお、以下の①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする（訓練期間中に資格試験を受験し、その合格発表が訓練終了後となる場合はこの限りではない。なお、合格発表が訓練終了後となる資格の取得を目指す訓練の設定は、令和6年度末までに開講する場合のみ可能とする。）。

- ① 公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの
- ② 経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの
- ③ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの
- ④ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

(2) 実施体制について

当該訓練コースの設定においては、委託先機関が一般向けに既に開設している教育訓練について、その定員の一部に当該訓練コースの対象者を入校させた上で同一環境下において実施して差し支えないこと。なお、既に開設している教育訓練と区分した、いわゆる集合型の実施体制によることを妨げるものではない。

(3) 実施方法について

(1) ①、③及び④（①については指定養成機関にて実施するものに限る。）については、第1章第8の規定に関わらず、養成課程、職業実践専門課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する方法として認める。

(4) 設定における留意事項

イ 当該訓練コースを設定する場合においては、以下のいずれにも該当するものについて、委託先の選定を行うこと。

① 委託先機関における過去の実績において、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が正社員就職率80%以上であること。ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が就職率80%以上であること。なお、この要件に該当しないため、前年度まで実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなる場合は、協議依頼書（別紙15）により、厚生労働省と協議の上、判断すること

② 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと

ロ 本章第4（1）①及び②に係る訓練コースの設定において、指定養成機関以外の委託先機関による訓練の設定に当たっては、協議依頼書（別紙15）により、厚生労働省への事前協議を必要とするものであること。

ハ （1）①、③及び④（①については指定養成機関にて実施するものに限る。）については、第1章第5（6）の規定に関わらず、養成課程、職業実践専門課程又は専門職大学院課程のカリキュラムとして認められたものであれば、「リテラシー項目・学習項目チェックシート」の提出は不要とする。

（5）訓練生募集に関する留意事項

能開施設及び委託先機関は、当該訓練コースの受講において、取得を目指す資格の内容及びその受験資格に実務経験を要するなど特別の事情がある場合は、必ず訓練生募集案内にその内容を明示の上募集するとともに、安定所にもその情報を必ず伝達すること。

第5 定着支援

委託先機関は、修了就職者を対象に、以下の支援を行うこと。

（1）就業状況確認

就職後6箇月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職

中であることを把握した場合には、安定所の利用等を促すこと。なお、ヒアリングを行った場合は、就業状況ヒアリング記録管理簿（別紙17）を作成すること。訓練修了後3箇月以内に転職した者についても、定着支援費の対象となり得ることから、同様に転職先における定着支援を行うこと。なお、その際、訓練修了後3箇月以内に転職した訓練修了者については、改めて就職状況報告書（別紙1-1）を提出させること。

（2）フォローアップ

上記（1）により、受講した職業訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などを行うこと。なお、この場合の補講において、発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

（3）定着者数の把握及び報告

委託先機関は、修了就職者が就職後6箇月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書（別紙18）の回収により把握を行うとともに、委託者に対し当該把握結果を就業状況報告一覧表（別紙19）にまとめて訓練修了日の翌日から起算して290日以内に報告すること。なお、報告の際には、就業状況報告書（別紙18）及び就業状況ヒアリング記録管理簿（別紙17）の写しを添付させること。

第6 訓練人員

当該訓練コースの一単位の訓練生数は、1人以上から設定することを可能とする。ただし、いわゆる集合型訓練により実施する場合は、15名を標準とすること。

第7 修了要件等

（1）修了要件

本章第4（1）①及び②により実施するものについては、総訓練設定時間の80%以上の訓練受講時間（以下「受講時間80%要件」という。）があり、

且つ設定した資格の取得を修了の要件とすること。また、指定養成機関にて実施する訓練コースについては、当該指定の要件となる養成課程の修了（卒業）要件にも適合するものとする。

また、本章第4（1）③及び④により実施するものについては、受講時間80%要件を満たし、且つ文部科学大臣の認定及び法律の基準に基づき設定される課程であることに鑑み、委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること。

（2）技能照査

能開法第21条の規定に基づき、当該訓練コースについては、能開施設の長は、技能及びこれに関する知識の照査（以下「技能照査」という。）のため、委託先機関から卒業証明書又は修了証明書を交付させるとともに、交付された者に対して、国家資格の試験の合格などその他の修了要件を満たしていることを確認し、技能照査の合格証書（別紙20）を交付すること。

第8 確認調査等

第1章第25「実施状況報告及び調査」に基づき、随時出欠状況を確認し不正行為等の有無を確認するとともに、本章第5（3）「定着者数の把握及び報告」に基づき、委託者は、就業状況等について一定数の確認調査を行うこと。なお、確認調査の具体的な実施については、別添2「就職状況等に係る確認調査実施マニュアル」に基づくこと。

第5章 各訓練コースに関する事項（母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース）

第1 訓練の設定 略

第6章 各訓練コースに関する事項（刑務所出所者向け職業訓練コース）

第1 訓練受講中の事故発生に備えた取扱い 略

第7章 各訓練コースに関する事項（定住外国人向け職業訓練コース）

第1 訓練コースの設定 略

第2 訓練対象者 略

第3 就職支援について 略

第8章 各訓練コースに関する事項（帰国拉致被害者向け職業訓練コース）

第1 訓練コースの設定について 略

第9章 各訓練コースに関する事項（建設人材育成コース）

第1 訓練の設定 略

第2 委託費 略

第3 訓練期間 略

第10章 各訓練コースに関する事項（日本版デュアルシステム（委託訓練活用型））

第1 訓練コース内容 略

第2 訓練対象者 略

第3 訓練期間及び訓練設定時間 略

第4 委託費 略

第5 訓練計画の策定 略

第6 訓練コースの設定 略

第7 訓練導入講習の設定 略

第8 実習型訓練の設定 略

第9 委託先機関の実施する就職支援について 略

第10 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価について 略

第11 実習型訓練受講中の事故発生に備えた取扱い 略

第11章 各訓練コースに関する事項（就職困難学生等コース）

第1 第1章の適用除外項目 略

第2 訓練対象者 略

第3 訓練コース内容 略

第4 企業実習の訓練時間数 略

第5 委託費に係る留意事項 略

第6 訓練実施支援事業 略

第7 訓練人員 略

第8 訓練生の取り扱い 略

第9 その他 略

第12章 各訓練コースに関する事項（eラーニングコース）

第1 訓練コース内容 略

第2 訓練人員 略

第3 訓練対象者 略

第4 委託費 略

第5 訓練カリキュラムの要件等 略

第6 履修確認 略

第7 修了要件 略

第8 退校処分 略

第9 訓練実施体制等の留意事項 略

第10 委託先機関の選定に係る留意事項 略

第11 その他運営上の留意事項 略

第13章 各訓練コースに関する事項（実務に役立つIT活用力習得コース）

第1 訓練内容 略

第2 モデルカリキュラムの受講者像 略

第3 訓練の実施にかかる留意事項 略

第4 就職率の算定の方法 略

第14章 各訓練コースに関する事項（地域職業能力開発促進協議会による職業訓練の開発実施コース）

第1 訓練コースの設定 略

第2 訓練の選定および実施 略

第3 委託費に係る留意事項 略

第4 訓練対象者に係る留意事項 略

第5 その他 略

第15章 各訓練コースに関する事項（大型自動車一種運転業務従事者育成コース）

第1 訓練内容 略

第2 訓練対象者 略

第3 修了要件 略

第4 継続要件 略

第5 委託先に係る留意事項 略

第6 委託費に係る留意事項 略

第7 就職支援 略

第16章 各訓練コースに関する事項（高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース）

第1 訓練カリキュラムの構成 略

第2 訓練対象者 略

第3 その他 略

第17章 各訓練コースに関する事項（知識等習得コースのうち介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例）

第1 目的 略

第2 訓練コースの設定 略

第3 委託費等に係る留意事項 略

第4 職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い 略

第18章 各訓練コースに関する事項（知識等習得コースのうち短期間・短時間の訓練に係る特例）

第1 目的 略

第2 訓練対象者 略

第3 訓練コース 略

第4 その他 略

第19章 各訓練コースに関する事項（デジタル分野の訓練に係る特例）

第1 目的 略

第2 訓練内容等について 略

第3 デジタル訓練促進費の支給に関する事項 略

第4 デジタル職場実習推進費の支給に関する事項 略

第5 デジタル職場実習受講中の事故発生に備えた取扱い 略

附則（令和2年5月29日付け開発0529第4・5号）

- 1 本要領は、令和2年5月29日から施行する。
- 2 施行日以降の本要領の規定については、施行日前に開講している訓練コース（但

し、施行日時点において既に終了しているコースを除く。)についても適用する。

附則（令和2年12月25日付け開発1225第14・15号）

- 1 本要領は、令和2年12月25日から施行する。
- 2 本要領の施行の際現にある本要領の施行前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、本要領の施行後の様式によるものとみなし、本要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和3年1月29日付け開発0129第1・2号）

- 1 本要領は令和3年1月29日から施行し、施行後に開講するコースから適用する。
- 2 本要領の施行日前に開講している訓練コースについては、なお従前の例による。

附則（令和3年2月12日付け開発0212第4・5号）

- 1 令和3年2月12日付け開発0212第4号及び第5号（以下「R30212通知」という。）は令和3年2月12日から施行する。
- 2 R30212通知の施行の際現に開講している訓練コースについては、R30212通知による改正前の本要領を適用する。

附則（令和3年2月25日付け開発0225第7・8号）

- 1 令和3年2月25日付け開発0225第7号及び第8号（以下「R30225通知」という。）は令和3年2月25日から施行する。
- 2 R30225通知の施行の際現に開講している訓練コースについては、R30225通知による改正前の本要領を適用する。

附則（令和3年3月29日付け開発0329第5・6号）

- 1 令和3年3月29日付け開発0329第5号及び第6号（以下「R30329通知」という。）は令和3年3月29日から施行し、その改正部分は令和3年4月1日以降に開講するコースから適用する。
- 2 令和3年3月31日において現に開講している訓練コースについては、R30329通知

による改正前の本要領を適用する。

附則（令和3年12月21日付け開発1221第4・5号）

- 1 令和3年12月21日付け開発1221第4・5号（以下「R31221通知」という。）は令和3年12月21日から施行する。
- 2 R31221通知の施行の際現に開講している訓練コースについてはR31221通知による改正前の本要領を適用する。

附則（令和4年3月28日付け開発0328第2・3号）

- 1 令和4年3月28日付け開発0328第2号及び第3号（以下「R40328通知」という。）は令和4年3月28日から施行し、その改正部分は令和4年4月1日以降に開講するコースから適用する。
- 2 令和4年3月31日において現に開講している訓練コースについては、R40328通知による改正前の本要領を適用する。

附則（令和4年12月2日付け開発1202第1・2号）

- 1 令和4年12月2日付け開発1202第1号及び第2号（以下「R41202通知」という。）は令和4年12月2日から施行する。
- 2 R41202通知の施行の際現に開講している訓練コースについてはR41202通知による改正前の本要領を適用する。

附則（令和5年〇月〇日付け開発〇〇〇〇第〇・〇号）

- 1 令和5年〇月〇日付け開発〇〇〇〇第〇号及び第〇号（以下「R5〇〇〇〇通知」という。）は令和5年〇月〇日から施行し、その改正部分は令和5年4月1日以降に開講する訓練コースから適用する。
- 2 令和5年3月31日時点において現に開講している訓練コースについては、R5〇〇〇〇通知による改正前の本要領を適用する。ただし、令和5年3月31日時点において、改正前の本要領第18章の要件により公募を行い決定した委託先機関が実施する訓練コースについても、改正前の本要領を適用する。

